

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和8年1月教育委員会会議：定例会

期 日 令和8年1月21日（水） 開会 午後3時00分
閉会 午後3時31分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 柴内 靖 委員
清水 弥生 委員

傍聴者 0名

出席職員 教 育 長 圓城寺一雄(再掲) 教 育 部 長 緑川 義徳
教育部参事(学務課長事務取扱) 松丸 晴久 教育部参事(指導課長事務取扱) 山本 健太
教育総務課長 宮崎由美子 教育センター所長 塚越 薫
社会教育課長 舎人 樹央 教育総務課主幹 新川 ゆか
教育総務課主幹(教育施策推進室長事務取扱) 藤崎 裕之
事 務 局 教育総務課教育総務班長 千々岩和代 教育総務課教育総務班 小高 純

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長、柴内委員、清水委員より3件報告 (教育長)

諸般の報告を3点申し上げる。冬季休業後の児童生徒の状況、令和8年佐倉市成人式、令和7年度市町村教育委員会研究協議会について。

なお、令和7年度市町村教育委員会研究協議会については、後ほど柴内教育委員、清水教育委員から報告をいただく。

1つ目の冬季休業後の児童生徒の状況について。今年は例年よりも少し休業期間が長く、14日間の休業日となったが、1月7日から新しいスタートを順調に切ることができた。子どもたちは元気に登校している。年が改まり年度のまとめの時期を各学校では迎えている。子どもたちの成長の姿を実感す

るとともに、この1年間の指導の成果を評価する中で、改善に向けた方策を明確にして、次年度の教育活動が充実するよう、引き続き各学校を指導してまいりたい。

2つ目は、1月12日に佐倉ハーモニーホールにて開催された令和8年佐倉市成人式について。式典には、吉村教育長職務代理者に出席をいただいた。今年は7名の成人式運営委員が、昨年5月から会議を重ね、事前の準備から当日の運営、進行を立派に担った。例年と比較して特にすばらしいと感じたのは、学校給食で提供されていた佐倉十一万石最中が記念品として採用されたこと。成人式記念冊子の中には、「懐かしの学校給食、小中学生当時と今」と題して、6ページにわたり佐倉の学校給食が掲載され、運営委員の皆さんの小中学校時代の思い出に、学校給食が強く残っていることを大変うれしく思った。参加者は、学校給食で食べた思い出を懐かしみながら、旧友との親交を温めていた。多くの若者が地元佐倉を誇りに思える、そういう成人式であったと思う。

参考までに、対象者は1,528名、そのうち参加者は1,117名、割合にすると73.1%、おおむね例年とおりの参加率であった。

続いて、1月16日金曜日に開催された令和7年度市町村教育委員会研究協議会について、柴内委員、清水委員から報告をお願いする。

(柴内委員)

1月16日に市町村教育委員会の研究協議会は、Z o o mによる会議で行われた。日程から申し上げると、初めに文部科学省行政説明があり、その後、2つの分科会に参加するのだが、前半がテーマ2の「学校における働き方改革について」の研究協議分科会。後半は、「学校の適正規模、適正配置について」の分科会の協議だった。

働き方改革で特徴があったのは、防府市教育委員会の教育長からいろいろ説明があり、いまどんな取組をしているのかという話で、学校閉庁日の設定、長期休業期間の見直しから給食費の公会計化、中学校部活動の地域クラブ移行、ICTの活用、ICカードによる出退勤時刻の管理等、そういうものを進めている。今どこでも同じような形でやっているが、かなり働き方改革で、先生方の時間外の在校等の時間が増えているのを抑えられてきているというような話があった。

そのほかにも、ほかの市町村でも同じような取組をされているが、若干市町村の規模によって取組方が違い、まだこれからですということもあり、お互いに新しい、こんなことやっているということを情報交換した。

もう一つの学校の適正規模、適正配置の状況については、参加が少なく、佐倉市と、栃木県小山市、鳥取市、3つの市の情報交換だった。栃木県の小山市は進んでいて、義務教育学校の設置、統合はほとんど終わって、あと1つだけ、今後どうするかというところを検討している段階。その中で苦労してきたのは、おらが学校ではないが、自分の学校がなくなるということに対して、地域の方との話し合いは時間がかかるし、丁寧にやっていかなければいけなかったという話があった。ただそれをどういうふうに理解してもらえたのかというと、これからの子どもたち、未来の子どもたちのために適正規模

にする、皆様の気持ちはよく分かるが、これからの子どもたちのために適正規模で学校をつくる、新しく学校もつくり直したりもするというので、理解いただいた。その辺が昔ながらの雰囲気ももちろんちゃんと捉えてあげなければいけない一方で、先の未来を考えてということを理解してもらおう。これが一番重要ではないかという話をしていたので、佐倉市が取り組んでいく上で分からない点があったら、教えてくださいという話で、分科会が終わった。

(清水委員)

私が参加した分科会のテーマは、柴内委員と違うテーマで、1つ目が「教育委員会の機能強化・活性化について」、2つ目が「地域と学校の連携・協働について」。

「教育委員会の機能強化・活性化について」のテーマでは、その分科会の最初に国からの説明があったが、その中では令和の日本型教育を推進するために教育委員会会議の活性化や教育長、部長との効果的な連携などの充実が必要だという話があり、それを踏まえて、私が参加した、その次のグループでは栃木県小山市の方と奈良県生駒市の方、島根県出雲市の方と同じグループになり、協議を行った。どの自治体も、佐倉市と人口規模が似ているところでグループ分けをしたのか、16万人、12万人、17万人というような規模の自治体の方と話すことができた。

栃木県小山市の教育委員の方は、教育委員会の機能強化・活性化について取り組んでいることとして、子育て期の切れ目ない支援を行うための組織改編を行い、子育て期全体の管轄が教育委員会の所管になり、職員の規模が280人ほどいるということで、大変な面としては情報管理が大変だとおっしゃっていた。教育委員会会議の結果を市長にその都度提出して報告をしているということも、お聞きすることができた。

奈良県生駒市は、教育委員会会議の情報交換を積極的に行っており、会議が行われてから議事録が作成されるまでの間、その会議の様子がユーチューブで動画配信されており、会議の議事録を作成した後は、そのユーチューブは閉じて議事録の公開としている。生駒市では義務教育学校を設置する動きが進んでいて、市民の声を集約する仕組みづくりを行っているところだということ。私がすごいと思ったのが、生駒市の教育委員会は、2か月をかけて全ての学校を毎年訪問しており、1日に3校訪問したり2校訪問したり、事務局の方にはチェックシートがあって、教育委員が訪問できない日の内容も、チェックシートのフィードバックで把握することができるということで、その訪問には奈良県教委の方も1名同行しているとのこと。

島根県出雲市は、芸術文化、図書館業務を市長部局の所管とし、教育委員会は補助という位置づけになって、教育に特化した施策のみを担当するというような組織改編を行って、機能強化を行っているということだった。

外部資金を調達することについて質問をしたところ、参加していた自治体の独自の施策はあまり紹介できないのだということだったが、鎌倉市でクラウドファンディングをされていたり、宮城県白石市では、学びの多様化学校のきぼう学園というところがあり、その学校は地元の方からも寄附をいただ

いているという話を伺うことができた。

次の分科会のテーマ4、「地域と学校の連携・協働」では、栃木県小山市の方と大阪府枚方市の方、兵庫県尼崎市の方と協議を行うことができた。枚方市と尼崎市は人口規模がとても多いので、規模は違ったのだが、3自治体ともコミュニティ・スクールの設置を全ての学校に完了しているということで、国からもコミュニティ・スクールを導入している自治体は全体の約80%、令和6年の時点で約80%の自治体が設置を終了しているという説明もあった。具体的にこちらからコミュニティ・スクールの実施事例、具体的なお話を聞かせていただいた中では、構成メンバーは学校ごとに異なるが、それぞれ10名程度で構成されていたり、自治体との関係が密接だという話があったり、どの自治体においても、その中での地域による格差があるのが課題だということが挙がっていた。成り手不足というのも課題に挙がっていた。兵庫県尼崎市では、各学校にコーディネーターという立場があり、有償ボランティアとして働いていただいているようで、時給があり、労働時間の上限も決められている年間契約で働いていただいているということで、そのコーディネーター同士の情報共有の場もあるということも伺った。

佐倉市で取り組んでいる地域・学校協働活動についての実施事例を紹介すると、放課後こども教室の登録人数とか参加人数の多さに驚かれていたり、キャリア教育や大学生の学生ボランティアを活用した学習支援の取組などについても、すごいですねというふうにおっしゃっていた。今回参加した印象としては、コミュニティ・スクールを導入するという制度は進められることなのだろうと思うが、制度は制度で地域・学校協働活動として佐倉市が取り組んでいる内容もすごくいいなということをも改めて実感することができて、たくさん勉強させていただいた会になった。

② いじめの状況について【指導課長】

12月末日のいじめの認知件数は、小学校が452件、中学校249件の合計701件。12月の新たな認知件数は、小学校で29件、中学校で13件、合計42件。校長会議、教頭会議、生徒指導担当者会議において、相談しやすい学校環境づくり等について、その重要性を伝えて、いじめの早期発見、即日対応に努めるよう指導していく。

③ 感染症の状況について【指導課長】

感染症について、12月13日から1月16日までの報告をする。

インフルエンザが455名、新型コロナウイルス感染症が7名、マイコプラズマ感染症が3名、水ぼうそう3名、感染性胃腸炎3名、流行性角結膜炎と溶連菌感染症がそれぞれ2名、おたふく風邪と咽頭結膜熱が各1名、全疾患合計477名の報告があった。本期間中、冬休み前に小学校10学級と中学校2学級、年が明けて小学校2学級でインフルエンザによる閉鎖があった。冬休みを挟んでインフルエンザは一旦落ち着いたが、本日時点で5学級がインフルエンザ、それから1学級が感染性胃腸炎で学級閉鎖をしている。再び流行の兆しが見えているので、引き続き感染症流行状況に注意していく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。

年末の12月29日からの状況を報告する。まず、先週。1月12日から1月18日、インフルエンザは、定点当たり16.27。新型コロナウイルス感染症が1.45、それから先ほどの感染性胃腸炎が増えているということで7.29。印旛市郡医師会内の統計である。

そのもう一つ前の週、1月5日から1月11日。休み明けだが、インフルエンザが定点当たり12.27、新型コロナウイルスが1.73、感染性胃腸炎が8。感染性胃腸炎は、そんなに増えていない。新型コロナウイルス感染症は、横ばいから減っているだろうと。ただ、やっぱりインフルエンザは増えている。

その前の週、12月29日から1月4日まで。これはあまり参考にならないが、念のため参考値としてインフルエンザが3.5、新型コロナウイルス感染症が0.5、感染性胃腸炎が0.79。これは参考程度ということで、学校が休みになっているので、患者数はそれほど多くなかったということである。

これから、今週がどうなってくるか。大分寒くなっているのも、もしかしたらまたインフルエンザが増えてくる可能性があるため、引き続き注意は一緒に、感染対策をしっかりと指導していただければと思う。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料の1ページ目、例規制定概要書。2の背景。令和7年11月佐倉市議会定例会において、佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正議案が議決され、令和8年1月1日付で施行されることとなった。これにより、当該条例の名称が変更されている。

また、この条例改正に伴い、佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則も改正され、規則の名称が変更されるとともに、令和8年1月1日付で施行されている。

教育委員会における規則については、市長部局との事務の統一的な執行ということから、市長部局の規則の例によるという内容になっているが、条例及び市長部局の規則の名称変更を整合させるため、今回の改正を行おうとするものである。

なお、条例及び市長部局の規則の名称以外の改正内容については、資料の5ページ、条例改正時の例規制定概要書となっており、3の対応方針、(2)から(4)のとおりとなる。

(2)については、電子申請における手数料の電子納付が可能となる。具体的には申請時にクレジットカード情報を入力していただくなどの方法が想定されている。

(3)については、手続における添付書類の省略が可能となる。具体的には、住民票や登記事項証明書などの書類について、マイナンバー等により確認できる場合には、省略可能となる。

(4)については、本条例の規定が適さない手続等を適用除外とするものである。具体的には、対面で本人確認が必要な場合、書面を原本で交付する

必要がある場合など、条例等で既に電子手続の方法が定められている場合などとなる。そのほかは、参考としている国の法令等の記載内容と整合を図った所要の改正となっている。

続いて、市長部局の規則の改正内容については、資料 16 ページ。こちらは、市長部局の規則改正時の例規制定概要書になっている。3 の対応方針のとおり、ほとんどは対応方針（2）にある条例において規則で定めるとされている事項を規定するものとなっているが、対応方針（3）の条例等以外を根拠にする手続にも適用する規定は新たに追加された。具体的には、要綱を根拠とする手続なども、この規定により電子手続を可能とするものとなっている。そのほかは、条例と同様に、参考としている国の法令等の記載内容と整合を図った所要の改正となっている。

なお、教育委員会で現在行っている電子手続については、イベントの申込みやアンケートの回答、公民館の施設予約、図書館の図書貸出予約などがある。

資料 1 ページ。今後の予定は、本日議決をいただけたら、公布の日より施行する予定となっている。

資料の 2 ページ目には改め文を、3 ページ目には新旧対照表を、4 ページ目は現行の規則、5 ページから 15 ページは、参考として条例の例規制定概要書や新旧対照表、改正前の条例全文、16 ページから 27 ページは、同じく市長部局の規則の例規制定概要書、新旧対照表、改正前の規則全文を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

名称の変更ということだが、条例、規則等については、市長部局の変更をそのまま使うということでもいいか。例えば条例の変更文が、そのまま教育委員会のものになって、今回の会議では検討なしで名称変更だけでいいということ。要するに内容の検討はしなくていいということか。

【教育総務課長】

名称と内容については、確かに市長部局の例によるということになるため、市長部局のものをそのまま準用するような形を教育委員会で取っている。既に市議会の議決をいただいたものなので、細かな内容については、確かに審議していただく必要ないとは思いますが、今後教育委員会でこの規定を適用させていくに当たって、意見等があれば頂戴したい。

【委員 1 名より】

今回、資料として 3 ページの条例と規則の改正前と改正後が出ているだけで、あとは出ていないので、これはもういいということで。分かった。

【委員 1 名より】

先ほど説明の中で教育委員会に該当するものということで、公民館の手数料とか使用料とかあるが、学校現場の関係では、今の段階ではないか。

【教育総務課長】

例えば先ほどアンケートなどの話をしたが、学校現場というよりは、児童生徒が何かイベントに参加するときの申込みであるとか、イベントなり

のアンケートであるとか、そういうことでは関わりがあるかと思う。

【委員1名より】

それ以外は例えば、給食費が公費負担になっているのとか、就学奨励とか、行政との関係で手続をやるようであれば、それも該当することになると思うが、今の段階では特にはないと判断して大丈夫か。

【教育総務課長】

おっしゃるとおりで、今のところ就学援助関係等の申請については、電子でやっているということはない。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言